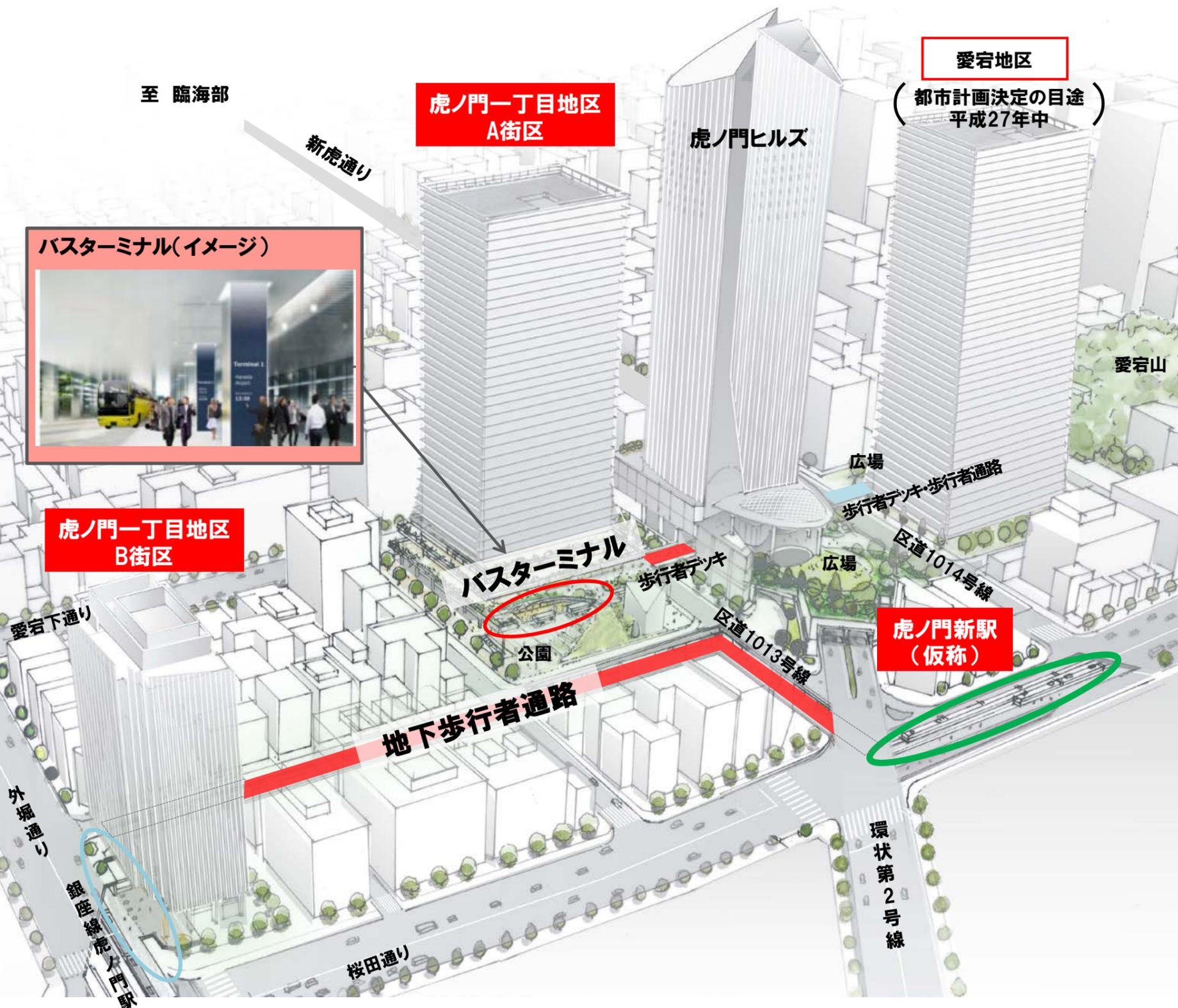


# 第4回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

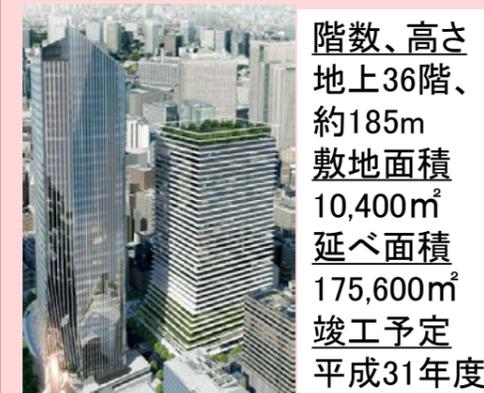
# 虎ノ門地区における国際ビジネス拠点機能の強化

- 虎ノ門一丁目地区及び東京メトロ日比谷線虎ノ門新駅(仮称)が、都市計画法のワンストップ特例により、2020年のオリンピック・パラリンピック開催に向け、スピーディーに整備
- 虎ノ門新駅(仮称)、臨海部と都心部を結ぶバスターミナル、虎ノ門駅と新駅を結ぶ地下ネットワーク等が整備され、虎ノ門ヒルズ周辺の国際ビジネス拠点機能が一段と強化



## 【虎ノ門一丁目地区】 (森ビル株式会社・野村不動産株式会社)

- ・日比谷線新駅の整備と併せた周辺市街地を結ぶ歩行者ネットワークの形成
- ・民間敷地を活用した虎ノ門駅プラットフォームの拡充
- ・日比谷線新駅と虎ノ門駅に直結するバスターミナルの整備



階数、高さ  
地上36階、  
約185m  
敷地面積  
10,400㎡  
延べ面積  
175,600㎡  
竣工予定  
平成31年度

A街区(森ビル株式会社)



階数、高さ  
地上23階、  
約120m  
敷地面積  
2,800㎡  
延べ面積  
45,800㎡  
竣工予定  
平成31年度

B街区(野村不動産株式会社)

※今後、A・B街区は、各々再開発組合による整備が予定されている

## 【東京メトロ日比谷線虎ノ門新駅(仮称)】 (独立行政法人都市再生機構)

- ・日比谷線神谷町駅から霞ヶ関駅間において新駅を整備
- 供用開始 平成32年度(東京オリンピック・パラリンピック競技大会前)  
最終完成 平成34年度予定



# 都内3地区における道路法特例を活用した賑わい創出につながるイベントの展開

○ **新宿副都心街路、大崎駅周辺街路、蒲田駅周辺街路**の3地区において、企業、商店街等との連携のもと、エリアマネジメント特例の活用により、道路空間等を活用した**賑わいの創出につながる様々なイベントを展開**

## ■国家戦略道路占用事業の適用区域及び想定されるイベント例

### 新宿副都心街路(都庁前)

実施主体：  
新宿副都心エリア環境改善委員会

今秋、道路空間(歩道)、隣接する公開空地、公園を一体的に利活用する「パイロットプロジェクト」を実施予定

Map showing the Shinjuku Sub-City area with event zones highlighted in red and blue. Key locations include 東京都庁第一本庁舎 (Tokyo Metropolitan Government Building) and 東京都議会棟 (Tokyo Metropolitan Council Building). The map also shows the 東京都道新宿副都心四号線 (Tokyo Metropolitan Road No. 4, Shinjuku Sub-City) and 東京都道新宿副都心七号線 (Tokyo Metropolitan Road No. 7, Shinjuku Sub-City). A note indicates that the area includes Shinjuku Central Park (新宿中央公園).

Event examples shown in photos:

- マルシェ・フリーマーケット (Market/Free Market)
- キッチンカー (Food Truck)
- フードコート (Food Court)
- 環境形成・イベント (Environment Formation Event)

### 大崎駅周辺街路(夢さん橋)

実施主体:大崎エリアマネジメント等  
今秋実施予定の「しながわ夢さん橋」イベントの拡充等

Map showing the Oshika Station area with event zones highlighted in red and blue. Key locations include JR大崎駅 (JR Oshika Station) and 大崎西口公園 (Oshika West Exit Park). The map also shows the 特別区道新橋2号線 (Special Ward Road No. 2, Shimbashi).

Event examples shown in photos:

- 地域イベント「しながわ夢さん橋」 (Local Event 'Shinagawa Yumasanbashi')
- クラフトマーケット (Craft Market)
- オープンカフェ (Open Cafe)

### 蒲田駅周辺街路(さかさ川通り)

実施主体:さかさ川通りーおいしい道計画ー  
今秋実施予定の「おいしい収穫祭」等

Map showing the Futaia Station area with event zones highlighted in red and blue. Key locations include JR蒲田駅 (JR Futaia Station).

Event examples shown in photos:

- おいしい一週間 (Delicious Week)
- おいしい収穫祭 (Delicious Harvest Festival)

# 外国人医師の特例を活用した生活環境の国際化

- 現状**
  - 増加する外国人が英語などの母国語で安心して受診できる生活環境の整備の必要性
  - 4か国(英、米、仏、シンガポール)の外国人医師は、協定により、英語の医師国家試験に合格すれば医師免許が付与
- 特例内容**
  - 特区内の医療機関であれば、自国民に限らず外国人一般に対する診療が可能に
  - 二国間協定における受入人数枠も拡大
- 効果**
  - 今回、特例対象外国人医師を、4医療機関で5名配置
  - 平成27年中には、診療を開始することが可能になる予定



聖路加国際病院(中央区)及び  
聖路加メディローカス(千代田区) アメリカ人医師2名



慶應義塾大学病院(新宿区) イギリス人医師1名

順天堂大学医学部附属  
順天堂医院(文京区) アメリカ人医師1名  
フランス人医師1名

# 都市計画法の特例対象 6つのプロジェクトの追加について

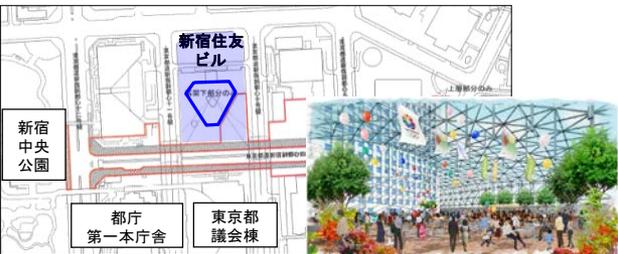
○ これまで、16のプロジェクト(10地区)を都市計画法等の特例対象、スピーディーな整備

➡ 今回、更なる国際競争力の強化の観点から、以下の6つのプロジェクトを追加対象へ

## 西新宿二丁目地区(住友不動産)

都庁前のエリマネと連携した、観光都市としての魅力向上等に資する広大なアトリウム空間の整備

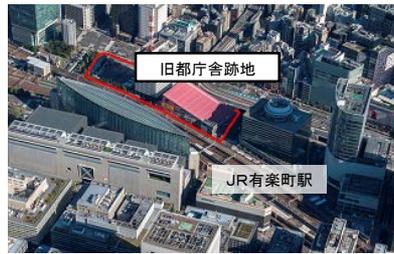
都市計画の決定等の目途:平成28年中



## 有楽町駅周辺地区(東京都等(官民連携))

旧都庁舎跡地等を活用し、歩行者の回遊性の向上や周辺施設と連携したMICE機能等の拡充

都市計画の決定等の目途:平成29年度中



## 日本橋兜町・茅場町一丁目地区(平和不動産)

国際金融センター構想に資する資産運用業者等の起業支援、投資家と企業の交流支援機能導入

都市計画の決定等の目途:平成28年中



## 芝浦一丁目地区(野村不動産・NREG東芝不動産)

水辺の賑わいの創出、舟運の活性化、先端水素技術の発信等による観光・ビジネス交流拠点の整備

都市計画の決定等の目途:平成29年中



## 虎ノ門一丁目・二丁目地区(森ビル・UR都市機構)

日比谷線新駅の地下広場整備による交通結節機能と地域の回遊性強化

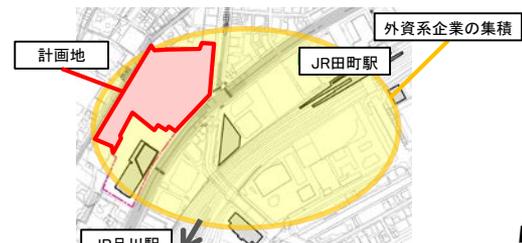
都市計画の決定等の目途:平成29年中



## 三田三丁目・四丁目地区(住友不動産)

田町駅周辺の外資系企業集積機能の強化に資するビジネス交流機能の整備

都市計画の決定等の目途:平成28年中



● : 追加プロジェクト  
● : 既存プロジェクト

# 国家戦略特区の指定区域の都内全地域への拡大

○東京都は、当初9区でスタートして以来、都内各自治体と国家戦略特区制度の活用に向けた協議を進めてきたところ、前回3月の第3回区域会議までには、区部において多くの自治体から特区参加提案  
今回、多摩・島しょ地域の全自治体からも特区への参加提案があり、結果、都内53自治体が特区に参加提案  
これにより、**都内全62自治体が特区参加、政府における早急な特区指定を要請**

○また、追加の規制改革事項として、農地のある区部・多摩地域においては「都市農業特区」、  
島しょ地域においては特産焼酎のブランド化に関する規制緩和提案(※)がなされたところであり、  
政府における実現を要請

(※島しょ地域の特産品である焼酎(酒税法上アルコール度数45度以下)の原酒(度数60度程度)を少量でも島内限定で製造・販売できるよう、最低製造数量(年間6000リットル)に関する規制緩和を提案)

## 追加の規制改革事項：都市農業特区

### 【農地流動化による多様な担い手確保、規模拡大等の経営基盤強化】

- ・ 現行市街化区域以外で認められている期限付きの特定貸付制度を生産緑地地区でも適用  
(農業経営基盤強化促進法の改正、併せて相続税納税猶予制度も適用)
  - ・ 市民農園整備促進法等に基づき自治体等へ生産緑地を貸付けた場合にも相続税納税猶予制度を適用
- ※相続による農地の細分化防止措置を相続税納税猶予制度の適用拡大に併せて要望  
(租税特別措置法第70条の6の2第1項、農業経営基盤強化促進法第11条の11第1項、第17条第2項)

### 【小規模農地の保全】

生産緑地地区の指定面積要件(500㎡)の緩和 (面積要件は各自治体が地域の実情に応じて設定)(生産緑地法第3条第1項第2号)

### 【相続税負担の軽減】

農業経営に不可欠な農業用施設(農機具倉庫、農産物直売施設、畜舎など)や屋敷林、農業兼用防災関連施設等の用地にも相続税納税猶予制度を適用

(租税特別措置法第70条の6) ※農業用に資する屋敷林と併せて、都市近郊の樹林地等の相続税の優遇措置について税制改正を要望